

複数主治医制の導入について

2024 年 4 月より厚生労働省が医師の働き方改革の一環として複数主治医制の導入を推奨しています。

複数主治医制とは患者様の治療を行う医師がチームを組み、1 人の患者様に複数の医師が対応することを言います。（従来の 1 人の患者様に 1 人の主治医が対応することを主治医制と呼びます）

当院でも複数主治医制を導入し、1 人の患者様に複数の医師が対応しております。

例えば、担当する患者様への対応（病状について説明や処置、検査のオーダーなど）

主治医以外のを複数の医師が時間帯によって分担するなどの取組が始まっています。

複数の医師が治療方針に意見を出し合えることや、緊急時に迅速に対応できる体制となることを通じて、患者様に提供する医療の質の向上につながります。

複数主治医制は、持続的な医療を実現するために患者様と医師、双方にとって大切な制度です。

ご理解・ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

大隅鹿屋病院 病院長